

固定資産税軽減措置説明会における質疑応答

7月29日に開催した中小企業等経営強化法による固定資産税の軽減措置に関する説明会での質疑応答を纏めたものです。

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会

Q1) 認定経営革新等支援機関に相談する場合、無償なのか有償なのですか？

A1) 税理士や信用金庫他それぞれで異なるので、相談する際に確認して下さい。

■ 関東経済産業局HPより:

認定支援機関による支援は、有料の場合がございますので、相談される方がご自身で事前にご確認をいただき、合意の上で支援をお受けください。

(国は、認定支援機関の支援能力を認定しているのであって、支援に関する料金体系等を認めているわけではありませんので、ご注意ください。)

Q2) 経営強化法は7月1日からですが、それより前に導入された設備については、60日以内に計画申請が受理されれば支援を受ける事ができますか？

A2) 7月1日以前に導入された設備については、対象外となります。

「60日以内に申請が受理される必要」とは、7月1日以降で計画申請前に設備を取得した場合の優遇対象設備の条件となります。

Q3) 固定資産税軽減の期間は、2019年(平成31)年3月31日までに検収を受けていれば対象となるのでしょうか？

A3) その通りです。中小企業等経営強化法には終了の期限はありませんが、強化法に基づく固定資産税の軽減措置は、時限措置のため、法律の施行日から2019(平成31)年3月31日までに取得した設備のみが対象となっております。この時2020年から2022年までの3年間、軽減措置を受けることができます。

Q4) 機械によっては、納入まで2年間位日数を要する場合があります。保有資産の判定日を2回またいでも構わないのでしょうか？

A4) 構いませんが、計画申請・認定のタイミングを見計らっても良いと思われます。

Q5) ものづくり補助金 2 次公募で『「経営力向上計画」認定は加点される』となっています。公募締切が 8 月 24 日までで、計画申請・認定まで約 1 ヶ月掛かるとなると時間的に厳しい状況です。公募申請には、計画が認定されていなければならないのか、それとも申請していればよいのでしょうか？

A5) 説明会で回答できなかった質問につき、下記を参照ください。

■ものづくり補助金 2 次公募要領 15 ページより:

- ① 経営力向上計画の認定を受けた場合、本補助金の加点対象となります。
「応募申請時に有効な経営力向上計画の認定を受けている」に☑を付した方は、認定書の写しを提出してください。
- ② 「有効な経営力向上計画の認定を受ける予定である」に☑を付した方は、
 - ア) 補助金の応募申請までに、経営力向上計画の認定申請書が中小企業等経営強化法の各事業分野の提出先に受理される必要があります。
 - イ) 本補助金の応募申請時には、経営力向上計画の認定申請書の写しを添付して下さい。
※ 応募申請時に、経営力向上計画の認定申請書の写しが添付されていない場合は、加点されません。
 - ウ) 認定を受けた後、9月28日(水)当日消印有効で、下記例のとおり、応募申請書類を提出した地域事務局宛てに、認定書の写しを提出する必要があります。
※ 期日までに提出がない場合は加点されません。

Q6) 「比較すべき旧モデルが無い新製品」の扱いは、投資促進税制証明書と同様に厳格に運用されるのでしょうか？

A6) 同様に厳格運用します。申請する機械と似かよった旧モデルを選定して、比較して下さい。

Q7) 固定資産税軽減措置の申請は、税務申告の際に行うということで良いのでしょうか？

A7) その通りです。納税書類、計画認定書(写し)、計画申請書(写し)、工業会証明書(写し)が必要となります。

Q8) 今回の説明会資料は、日鍛工のホームページ上でアップされるのでしょうか？

A8) 説明会資料の全てを掲出しておりませんが、ポイントとなる資料は掲出しています。

Q9) 設備投資促進税制では、お客様に配れるようなリーフレットがありましたが、今回は無いのでしょうか？

A9) 設備投資促進税制の時も日鍛工で、リーフレットは作成していないので、経済産業省のPR用資料のことだと思います。今回も、中小企業庁ホームページで「中小企業等経営強化法広報用チラシ」がダウンロードできるので、ご利用ください。

Q10) 強化法では、経営力向上計画申請段階で証明書を使用しますが、証明書の「納入年月」がズレた場合は、証明書を再申請する必要があるのでしょうか？

A10) 中小企業庁に照会したところ、若干のズレの場合は、再申請の必要ありません。
例) 「納入年月:2016年10月」⇒「納入年月:2016年12月」
但し、「経営力向上計画」に記載されている「計画期間」を超える場合またそれに伴い「計画指標(数値)」に変更をきたす場合は、認定支援機関に相談して頂くか、中小企業庁にお問い合わせください。
中小企業庁 事業環境部 企画課(03-3501-1957)

Q11) 計画申請並びに認定段階と実際に納入する機械が異なる場合は、証明書の再申請は必要でしょうか？

A11) 中小企業庁に照会したところ、証明書と経営力向上計画に記載の機械名(型番)は同一の必要があるとの回答を得ました。認定された計画を変更する場合は、下記 URL から「認定経営力向上計画の変更に係る認定申請書」をダウンロードできます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160708hennkou.pdf>

Q12) 機械の一部を更新する場合は、該当するのでしょうか？

A12) 新品が対象で、既に資産計上されている機械の改造は認められていません。しかし自立した装置でその装置自体を資産計上するのであれば、その装置単体での申請は可能です。

■ 中小企業庁 中小企業等経営強化法 「よくある質問」は、こちら

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160725qanda.pdf>

以上